

安東水軍史論序考

佐藤和夫

一、安藤氏研究の問題点

一般に「安東水軍」としてジャーナリストックに取りあげられる「安東」氏とは何なのか。⁽¹⁾

津軽中世史を研究する者にとっては、安東氏研究が大きな鍵であり、研究の進展は津軽研究の夜明けをもたらすものであった。

しかしテーマの重大性にもかかわらず、一般的に実態不明のまま一部の研究者を除いては、ほとんど放置されてきたといつてよいくらい空白状態であった。

昭和六十年四月、安東氏末裔の居城となった、福島県三春町歴史民俗資料館では、開館三周年記念として「東北のあけぼのを探る―安東・秋田氏展」を開催した。出陳資料も安東氏の発祥とその拠点十三湊に関するもの、秋田に本拠を移してからの楡山安東氏と湊安東氏にかかわるもの等々多彩な内容のものであり、青森県市浦村・秋田・能代・小浜・伊勢等々の関係機関や所蔵者、東北大学等の協力から貴重な展示となった。

その際作成された目録も豪華な外観と内容のもので、執筆者もそれぞれ地域や分野の専門家であり、目録一冊で安東氏が充分理解されるほ

どである。目録にとどめるには惜しい出版物であった。

同書には、関係文献目録がのせられているが一目しただけでも、安東氏研究の概要が知られて興味深いものがある。

戦前の論文は吉田東伍氏や喜田貞吉氏の研究を除けば、ほとんど世に知られていない郷土研究の範疇に入るものが大部分である。戦後、それも昭和三十年代に入って質量共急激に増加し、内容も充実してくることがこれによってよくわかる。

つまり、安東氏の実態には謎の部分の多いことが、研究者の意欲をかき立てるのであろうし、同時に歴史上かなり重要な活動と位置づけを持ったであろうことが予測されるだけに、安東氏の解明なくして、日本史の新しい進展を望めないという研究者の使命感もあるのだろう。

これまでの研究の進展にもかかわらず、まだ謎やベールにおおわれている問題が多い。筆者が安東氏研究に久しぶりに興味をそえられるのは、日本水軍史研究の立場からである。安東水軍・関東御免の津軽船などの言葉だけでも、十三湊・福島城などの繁栄や雄姿が目にかぶ。

それでは、具体的には安東水軍はどのような存在であったか、瀬戸内海の水軍などとはどのように異なった集団であったのか、その活動の範囲・組織・その所伝は、ということになると抛るべき資料を持たない。安東

氏はいかなる成立と由来を持ち、どのような位置づけがなされた存在なのか、安東なのか安藤なのか等々の問題点を通説に従いながら再点検してゆくと、決して通説どおりでない疑問や納得できない説明につきあった。

そこで、結局はみずからの手で、今までの先行研究を分解し、組み立て直す面倒な作業をしてゆかねばならない。それゆえ、本論文の表題となったわけである。

なお上記文中、安東氏と記述してきたが、一般的解釈に従ったままで、下記文中では安藤氏と表記する。後述するように「藤」に意味を認めるからである。

二、安藤氏の研究史

比較的初期に安藤氏についての所見が公表されたのは、吉田東伍氏の『大日本地名辞書』においてである。同書の成立が、一九〇〇年（明治三十三年）から一九〇九年（明治四十二年）の間であれば、同氏の研究は既に明治時代中期から着手していたと見てよい。

特に「陸奥（青森）」の項を精読するかぎりでは、昭和六十年代までの約一世紀にちかいかい経過にかかわらず、出典史料や論断において今なお燦然たる光を放っている。

例えば、藤崎系図については、「夙く寛文中に、会津旧事考に引かれ、藩翰譜にも之を採り、彰考館にも常に一典拠と為したれど、錯乱甚しき

譜牒なり」（藤崎の項）と鋭い洞察を加えている。

又、安藤氏については「安倍安東氏は、上古より中世に至るまで、東北盤踞の盛族にして、民夷皆之に帰附し、一藩邦の如し。而も其事跡に顕晦あり、断統一ならず。津軽は、鎌倉幕府の時に及ぶも、夷俘雑居の地なり」（藤崎館址の項）と、安藤氏の個性を適確に表現している。

右の見解は現在に至るも、諸氏の論争にもかかわらず、基本的にはその本質は変わっていない。むしろ氏の見解が発展、論証されていると云ってよい。

又、「出羽陸奥者、依_レ為_ニ夷之地_ニ度々の新制にも除訖、偏守_ニ故風_ニ、更無_ニ新儀_ニ」（吾妻鏡）、とあるように、奥羽には幕府の新制を適用しない記事などから、「されば、津軽の京役といふも、已に鎌府以前の世に始れり、安藤氏の管領亦其久しきを想ふべし。而て津軽の内三郡の鎌倉役となれるを考えれば、初め、津軽は内外を分たず、共に安藤氏に委任せられしが、文治六年、大河兼任の乱に、宇佐美大見の諸将津軽に戦死す。此に於て、内三郡を割きて鎌倉家人を配置し、安藤氏は其北偏のみ治め、十三湊の名も起りけん。謂ふ所の藤崎を避けて十三に移れるは、鎌倉武士の入部と相待しや必せり」（下国の項）と述べている。

その他福島城址の項では、源義経がここに住した伝説や、話題のアラハバキなどを紹介している（造道の項）。青森では善知鳥の諸説を詳細に紹介している（善知鳥神社・有問塚・安方の項）。

これらが、現段階の研究ではそれぞれ、新資料（例えば東日流三郡誌など）や、対外関係や津軽の行政上の位置づけ（例えば、海保嶺夫氏

『中世の蝦夷地』・遠藤巖氏『蝦夷安東氏小論』等）に関連しているだけに、まさに縦横無尽の観があり、安藤氏研究の先駆をなすものであり、大きな礎（いしずえ）となっている。

大正時代に入り、喜田貞吉氏が「日の本將軍」を「民族と歴史」（二ノ三）に発表した（同氏著作集9に収載）。

喜田説は、「安東」氏が安倍貞任の後裔であり、そのルーツをさかのぼると長髓彦の兄安日に至るが、その夷種性なることを論じ、「日の本」たるのは、「東方日出所」の意味で、中世の奥羽を指し、安藤氏が日の本將軍として雄飛したと述べている。

喜田説もやはり、安藤か安東かの論争にこだわらなければ、大むねその趣旨は現在でも理解される先見性を持っており、先駆的価値を有する。

戦後、昭和三十一年（一九五六）、古田良一氏は「津輕十三湊の研究」⁽²⁾を発表した。

十三湊は安藤氏（氏は安東と表記）が根拠地とした重要港湾として知られているが、氏は安藤氏以前に平泉藤原の一族、基衝次男秀衡弟の秀栄の勢力支配について述べたあと、安藤氏の十三湊進出について、藤原氏と安藤氏の勢力争いのあったこと、そして鎌倉時代の末に（正和年中一三二二―一七）、安藤氏による「十三湊新城」（福島城）が築かれ、安藤氏海上発展の拠点となったことが明らかにされた。

安藤氏が安倍氏にルーツを持つという点では、喜田貞吉説の路線上にある。氏は「この安日のことは、奥羽土着の豪族の系譜に往々見られるところであって、安東氏と津輕地方の土着の豪族で、平安末期になって大きな勢力を持つようになったものと思う」という論述に単的に表現さ

れている。

この頃までは、安藤・安東両記の厳密な区別についての関心もそれほど積極的でなく、安藤氏の津輕での位置づけも、中央政府との関連も明瞭ではなかったし、その活動についてもあまりかえりみられなかった。

昭和三十七年（一九六二）、豊田武氏によって、はじめて、安藤氏と北条執権家得宗領との関係が論じられ、研究史上大きな転換期を迎えた。⁽³⁾

ただ豊田説は、安藤氏を安東とする従来の表記にこだわらなかつたところから、得宗被官の安東氏と混同し、得宗安東の活動までを含めた安東氏の展開を論じることになり、瀬戸内まで活動圏が広がった印象と誤解を後学に与える結果となった。

しかし、氏の厳密な実証は、「東北地方における北条氏所領」の研究⁽⁴⁾において得宗領の分布・展開が明らかにされ、安藤氏と得宗領との関係についても具体的になった。

得宗家との関係と、安倍氏後裔を自認する安藤氏の独立性又は独自性との区別はどうなるかが、次の発展的課題となってきたのは、研究経過から必然のなりゆきであった。

この問題について宮崎道生氏は『青森県の歴史』⁽⁵⁾著述の立場から、否応なしに触れざるを得ないので、その叙述の困難さにもかかわらず、整理を行なっていった。安東氏を中央との関連で全体像を俯瞰したのは、氏の本書が最初ではないか。その後、氏は一部修正を行ないながら、『青森県の歴史と文化』⁽⁶⁾で更に持論を發展させている。

安藤・安東論の厳密な区別を強調する平山久夫氏の一連の論旨⁽⁷⁾に対しても、実証史家としての自信と姿勢はゆるがない。

安藤氏の中世史の位置づけについては、遠藤巖氏の一連の研究が新しい視点を提供し、蝦夷問題と不即不離であること、中世国家蝦夷支配の関連から考察する視点の不可欠なることを提起している。

安藤氏が、蝦夷の一員として蝦夷地を管轄する立場であり、天皇・將軍の承認するものであったこと、安藤氏の蝦夷系譜論が、鎌倉期から連綿と全日本的な共通認識化していたことを基盤に据える。

安藤氏論は、遠藤巖氏らの研究から中世国家論の中でとらえる方法論にまで進展したが、大石直正氏は、中世国家の境域論の中で、中央政権の体制内か外かの安藤氏の位置づけに論及している。氏の論は蝦夷政権の性格を持つ安藤氏の特異性を明らかにする上で大きな意味を持つ。

蝦夷の持つ国際性にまで、近年の研究は注目され、海保嶺夫氏は精力的にその視点から研究を推進している。

蝦夷支配と安藤氏の関係を直接に論じた外山至生氏の今後の研究の発展は期待されるところである。

上記の諸研究を踏まえた上で、安藤氏の持つ諸疑問の複雑さを解きほぐした最近作は、佐々木慶市氏の「中世津軽安藤氏の研究」である。

系譜論からはじまり、秋田安東氏に至るまで丹念に整理し、特に安藤・安東の混同に一つの解明を提供しており、現段階での安藤氏研究のスタンダードナンバーとなっている。

三、安東か安藤か

中世津軽の安藤氏に関する系図は、主なもので、次の四種であること

が、佐々木慶市氏によって整理されている。

1、藤崎系図（安倍姓） 統群書類従 第七輯上

2、安藤系図 同右

3、秋田系図 秋田家旧蔵・東北大学図書館

4、下国伊駒安倍姓之家譜 東大史料編纂所写本湊文書
これと同じ。

1は、系図奥書に永正三年（一五〇六）の日附が見え、最も古いもので、長髓彦の兄安日の末葉安倍貞任の子高星が藤崎安藤の祖となつたとされている。高星は貞任敗死後、三才の時乳母に抱かれて、藤崎に逃れ、藤崎城主となり、その子堯恒は安東太郎、のち藤崎太郎と称した、と伝えている。

2は、伝来・作成年代は不明だが、安倍貞任の子孫が安藤氏となっている。

貞任敗死後、四才の貞任末子（則任）を家人が山中に隠した。藤原清平（衡）の子惟平（衡）に男子がなく、祖母（貞任妹）の縁により、七・八才の時、則任を養子とした。則ち白鳥太郎則任で、その孫季任の時、成人後、本姓安倍氏と養父姓藤原氏を合わせて安藤としたという。安藤氏祖で、安藤太郎と称した。

その子小太郎季俊は、文治五年（一一八九）奥州合戦の時、頼朝の幕下に属し、その子安藤季信は津軽守護人に任ぜられた。その孫又太郎季長は嘉暦の頃、安藤の乱・津軽大乱の中心人物となり、幕府の討伐軍によって誅滅させられている。その後子孫は秋田に移住し「秋田安藤次郎

季道」をはじめ宮方に属し、のち足利尊氏に属した、というところで終わっている。佐々木氏は「この『安藤系図』は鎌倉時代の津軽安藤氏惣領の世系をある程度正しく伝え、また南北朝初期の秋田安藤氏にもふれている点で、安藤氏研究上きわめて重要な参考史料であるといつてよい」と高く評価している。

3の秋田系図は、近世になってから秋田家において作成された。長髓彦の兄安日から貞任の孫堯恒までは藤崎系図と同じで、これからの引用と推定できる。堯恒以降は藤崎系図では、堯恒の子を高任となし、秋田系図では、堯恒の後を「此間五十余年某ノ名未^レ詳ナラス故ニ不^レ記」として、ついで貞秀(季カ)をあげて、これより「安東太郎」をもって当家の仮名とする旨記しており、佐々木氏は、秋田安東氏が、後に津軽安藤氏の号した下国^{ミクラクニ}を継承したにもかかわらず、藤崎系図を引用して、安藤系図を全く無視した理由については分らない、と疑問としている。

4は、秋田漢家(のち八戸に移住)に伝来した系図である。大体秋田系図に准じている。十三湊の安東太郎貞季の二男庶(鹿)季(西関安東二郎)が、応永初年、二百余騎をひきいて秋田湊を取って漢家をおこし、廉季の嫡孫堯季は長祿三年(一四五九)上洛し、將軍義教に謁したとある。佐々木氏は、安東太郎貞季が「日下將軍外浜殿」とよばれたこと、その子安東太盛季が十三湊「長髓百代之後胤也」とあること、嘉吉三年(一四四三)十二月十日は盛季が松前に逃げたこと、さらに南部氏との抗争、十三湊の破滅、下国義季の生害、惣領家の断絶、享徳三年(一四五四)八月、政季が大畑より夷島に移住したことなど下国家(津軽安藤氏)にとつてきわめて重大な事柄が記されていることを、佐々木氏は紹

介されている。

ただ、結論的に云えば、「世系を正しくあとづけることは、現在不可能であるといつてよい」、という佐々木氏の慨嘆にも似た言葉をそのまま引用しておこう。

それでも、「安倍貞任の末葉であり、安倍を本姓としている」点で諸系図は一致していることにわずかに光明を見出せるだろう。

これら系図はほとんどが「安藤」の表記である。安藤系図に云う、本姓安倍氏と藤原氏を合わせたとする説が自然と思われるほどである。

喜田貞吉・古田良一・豊田武・宮崎道生・今村義孝諸氏は「安東」説、これに対して、近年の諸研究者、平山久夫・外山至生・遠藤巖・佐々木慶市・海保嶺夫氏らは「安藤」説をとっている。

佐々木慶市氏の調査によれば、中世津軽安藤氏に関する根本史料としての米良^{チカ}文書・新渡戸文書・南部文書・曾我文書・有造館本結城古文書写・日蓮上人遺文・北条九代記・保暦間記・諏訪大明神絵詞・足利義量御内書案・貞和五年結衆板碑等にはすべて「安藤」と記され、「安東」は一例もない、と報告されている。

よく安藤氏水運の隆盛を誇るひきあいに出される「羽賀寺縁起」(若狭国)にも、「奥州十三湊日之本將軍安倍康季」とあり、安倍を名乗っている。

羽賀寺は、霊亀二年(七一六)行基草創の伝えのある名刹で若狭地方屈指の寺院であり、藤原期の木像十一面観音や建久元年(一一九〇)頼朝寄進になる三重塔(現存せず)で知られたが、永享七年(一四三五)焼失した。

翌永享八年、安倍康季が檀越となつて再建した。康季はのち南部氏との抗争に敗北、松前に逃れる。康季の子孫安倍（秋田）実季が、文祿四年（一五九五）羽賀寺の本堂の修理を行なっている。

安東と安藤姓はどこから分れてくるかについては、佐々木氏の説によると、鎌倉末期の安藤の乱（津軽大乱）後、津軽安藤氏は物領家がかわつて大きく二つに分裂し、津軽十三湊を根拠とする安藤物領家（宗季系）を下国、秋田に移住した安藤氏（前物領季長系）を上国とよぶようになり、両者はひき続き対抗関係にあつたらしく、下国津軽安藤氏が代々「安藤太郎」を号するのに対して、上国秋田安藤氏は「安東太郎」と号して区別したのではないかと推測している。安倍と東国（日の本）を安んずる、すなわち津軽を統一しようとする意図をこめたものではないかと述べている。

安東の名があらわれるのは、延文二年（一三五七）六月八日付の曾我周防守宛石橋和義奉書（斎藤文書）⁽¹⁶⁾である。

安藤孫五郎が足利方の曾我時介拝領の出羽国小鹿島を押領したので、幕府はこれを認めず、時介に返すことを命じたものである。

曾我周防守は、「安東太」と協力して請取りを実行するようにと述べている。明確に「藤」と「東」を区別している。

佐々木氏は、秋田龍起山蒼龍寺の応永二年（一三九五）の棟札に「願主、安東太郎安倍康季（花押）」とある史料を紹介されているが、これは「東日流外三郡誌」所収のものらしいから、慎重に取り扱わねばならない。

米良文書、応永二年（一四六八）「安東下野守師季願文」は、津軽安

藤氏の没落後、秋田安東氏が、南部氏に奪われた津軽安藤氏の旧領回復を那智大社に祈願したもので、師季は秋田安東氏だろうと、佐々木氏の推測である。

これらのことから、秋田（上国）に移動した安藤氏は、南北朝以降室町・戦国時代を通じて安東氏を号した。

佐々木氏は、上国安東氏がやがて下国安藤氏を継承するようになり、下国を号することになって、近世初期秋田系図の作成に当っては、代々の当主が鎌倉時代までさかのぼって「安東太郎」としたため、鎌倉時代の津軽安藤氏と誤まれるようになった、と美事な整理をもって結論づけられている。

宮崎道生博士は「これらの伝説的系譜はまったくこれを否認するわけにはいくまいが、そこには安東氏が、はやく津軽の地に勢力をはつていたことを主張せんがための作為があることはもちろん、貞任の子孫と名乗り、また藤原氏と縁づけるのも、奥州の名門安倍氏・藤原氏との結びつきを強調しようとする下心から出たものであろう」と指摘されている。⁽¹⁷⁾

鎌倉時代末期の「諏訪大明神絵詞」⁽¹⁸⁾には「安藤太」を蝦夷管領に任じたとあり、「異本伯耆巻」⁽¹⁹⁾にも「安藤」が二男を津軽に置いたとあり、「保曆間記」⁽²⁰⁾も「安藤」と記してある。

鎌倉幕府の記録「吾妻鏡」には、頼朝奥羽平定の際「安藤次」なる者が山の案内をしたと記してあり、⁽²¹⁾諸史料に一貫して鎌倉時代は「安藤」氏で表記されている。

遠藤巖氏は、佐々木氏の津軽安藤・秋田安東の峻別に対して、安藤・安東の混用もあつて状況的に無視できない証拠もあると指摘している。

例えば、蝦夷管領を「安藤又太郎」（保曆間記）・「安東又太郎」（異本伯耆巻）と両方で記されており、元弘四年（一一三三—四）安倍祐季書状にある安東入道は安藤又太郎宗季と同一人物と見られ、又、既述の延文二年の石橋和義奉書の曾我周防守と共に両使となっている「安東太」は、津軽の安藤太師季のことで、かえって「津軽安東」・「秋田安藤」でさえある、と述べている。

北条得宗被官の平忠家も「安藤忠家」・「安東忠家」両方で記され、十六世紀秋田地方の安倍下国氏にも両方が混記されていることを指摘している。⁽²⁴⁾

得宗被官（御内人）の平姓安東氏は、駿河北安東荘の出身で、特に鎌倉後期の安東平右衛門運聖の水運における活動が代表的なるゆえに、後世特に安藤氏の活躍と結びつけられ、安東水軍なるジャーナリストイックな取り上げられ方となる傾向をひきおこした。

遠藤氏は、御内人の南条・小野寺・新田・河村・河島・粟飯原氏等と蝦夷管領安藤氏との間に婚姻関係のあったことをあげている。⁽²⁵⁾

安東運聖ゆかりの泉州久米田寺に「秋田城主安東太郎愛季」の位牌があるが、戦国期秋田安東氏の認識の一斑をあらわすもの、とも述べているように、後世になるほど安藤か安東かの厳密な認識は薄れていったとみてよいだろう。

遠藤氏のいわれるように、表記にこだわると、総てがこれを起点且つ中心にして論ぜられ、蝦夷系譜論も単なる津軽土豪論におきかえられかねないことになる、という懸念はもつともである。

しかし、佐々木氏の安藤・安東峻別論は、津軽安藤氏の活動と一般的

な安東氏認識の混同を指摘し、蝦夷系譜の独自の存在と活動を明らかにする上で共通認識を提供された貴重な研究であり、高い評価が与えられるべきことであろう。

いわゆる「安藤」の意味は、遠藤氏も強調されるように中世蝦夷論・中世国家の構造ともかわり、中世国家蝦夷支配の関連からも、安倍氏を継承する存在としての独自性を明らかにする点にあるといえる。

四、安藤蝦夷管領の意味

安藤氏が諸記録にどのように表記されているか概観してみよう。

1、『保曆間記』⁽²⁶⁾

元亨二年ノ春奥州ニ安藤五郎三郎同又太郎ト云者アリ。彼等ガ先祖安藤五郎ト云者、東夷ノ堅メニ義時カ代官トシテ津軽ニ置タリケルガ末也、此兩人相論スル事アリ。

2、『異本伯耆巻』⁽²⁷⁾

（嘉曆）

同二年ノ夏ノ比、奥州津軽ノ住人安東又太郎季長、同郎從^{（トマ）}秀兼ト、同又三郎ト云者、所領ノ事ヲ論スル子細アリ、（中略）承久ノ乱ヨリ久ク治マリ、関東ヲ背ク者ナカリシニ、世末ニ成行武威輕ク成テカ、ル乱モ出来ケリ、（中略）此安東トハ、義時カ代ニ夷嶋の押トシテ、安藤カニ男ヲ津軽ニ置ケル、彼等ガ末葉也。

3、『諏訪大明神絵詞』⁽²⁸⁾

根本ハ酋長モナカリシヲ、武家其ノ濫吹ヲ鎮護センタメニ、安藤太
ト云物ヲ蝦夷ノ管領トス、此ハ上古ニ安倍氏悪事ノ高丸ト云ケル勇
士ノ後胤ナリ。

1 2 3 共、鎌倉時代を程遠からぬ時期に成立した記録とばかり云えないが、その内容も全くの仮空のものばかりではない、ある程度の史実を伝えているものと考えてよい。

「上古ニ安倍氏悪事ノ高丸ト云ケル勇士ノ後胤」「安藤太」は「蝦夷の管領」に任せられた。又「(北条)義時カ代官」として「安藤五郎」が「東夷の堅メ」として「夷嶋ノ押」として津軽に置かれた、という点で三書がつながる。

「蝦夷管領」とはいかなる職掌なのか。固有名詞か一般名詞か。「諏訪大明神絵詞」のみに記されることであって、固有名詞と断定するわけにはゆかない。

佐々木慶市氏は、その職掌を次のように説明している。⁽³⁰⁾

「(鎌倉)幕府による蝦夷支配と犯罪人の夷地流刑を現地で執行する代官職であろうが、さらに夷島(北海道)との交易の管理統制に当たったもので、これは平泉藤原氏の仕法を継承したものだ。」

3は延文三年(二三五六)足利尊氏の奥書があり、史実からそれほどかけはなれた記述とは思えないし、1は保元の乱から後醍醐天皇崩御の暦応年間までの記述で、作者は不明ながら南北朝時代を生きた人物と伝

えられ、2は田中義成博士の考証によると江戸初期の元和・寛永の頃の成立と見られている。

かならずしも全面的に信頼し得る史料とは云えないが、他の傍証となる諸史料等からも安藤氏の津軽における動静が符合するし、理解を深める点では、やはり拠るべき史料であろう。

三書から次の点が問題となろう。

A、安倍氏の後胤であること。

B、北条氏の代官であること。

C、一族内紛のこと。

Aの安倍氏後胤意識は、諸系図類からもあきらかである。又それゆえの蝦夷管領としての特異な立場は諸研究者の指摘かつ強調しているところである。

蝦夷管領という用語の内容について明確に説明できる材料は、現在のところ何もないが、蝦夷を管領する立場にあったことは認めてよいであろう。

蝦夷(津軽)の管領の初見は、安藤小太郎季俊が文治五年、奥州合戦の時、頼朝の麾下に属し、その子小太郎季信が「津軽守護人」に任命されたことであろう。鎌倉末期の安藤(津軽)大乱の中心人物安藤又太郎季長は「安藤系図」では惣領として登場してくる。⁽³²⁾

室町時代、安東太安倍貞季は「日下將軍外兵殿」と称され、その子安

東太盛季は、十三湊「長髓百代之後胤也」と称していることが「下国伊駒安倍姓之家譜」⁽³³⁾に記されている。

「羽賀寺縁起」⁽³⁴⁾では、「奥州十三湊日本將軍安倍康季」と記されているのも、中世を一貫して安藤氏が蝦夷津軽の管領者であることを、自他共に認めていたことを物語るものであろう。

「東夷成敗」権は、鎌倉後半に「武家ノ沙汰」であると『沙汰末練書』⁽³⁵⁾に見えるところであるが、六波羅探題・鎮西探題の成敗権と比肩するほどの重要政務の一つであった。「東夷蝦子事也」と註記してあることから、津軽を含めた地域をさすことはあきらかであろう。「日之本將軍」も「戦国ノ織豊期には東北地方北部・北海道南部をさす表現」⁽³⁶⁾と定義されているのが現状である。

東夷成敗の実質的施行者は、「蝦夷の国の中央」に存在する者でなければならぬ⁽³⁷⁾。それが平泉藤原氏であったとすれば、その系譜につらなると自負する安倍安藤氏は、その仕法を継承し、遠藤巖氏の述べるように「惣官的機構」の蝦夷沙汰方式をとったものと考えてよいであろう。

「俘囚の上頭」・「東夷の遠囚」⁽³⁸⁾たる伝統的管領機能は、中世にもうけつがれたところである。それゆえ、鎌倉幕府も、出羽・陸奥は夷地たるゆえ、たびたびの新制から適用外とされ、従来からの古風を守り、改めて新儀にはおよばないとされ、国中のことは、藤原秀衡・泰衡の先例に任せ、その沙汰を致すべしとせざるを得なかつたのである⁽⁴⁰⁾。

頼朝の奥州支配で、御家人宇佐美平次実政は内三郡（平賀・鼻和・田舎）を、安東氏は外三郡（江流末・奥法・馬）を管轄した。大河兼任の乱で、宇佐美実政が殺害されたあと、内三郡は、奥州総奉行制のもとに代官・地頭の任命により公法的土地支配のもとにおかれた。曾我・工藤・南部氏らの入部がそれである。

必然的に外三郡を領する安藤氏とは対抗する形態となつていった。

「日蓮上人遺文」⁽⁴¹⁾には「えぞは死生不知のもの、安藤五郎は因果の道理を弁て堂塔多く造りし善人也、いかにして頸をばえぞにとられぬぞ」とあつて、安藤五郎は蝦夷に殺されたと記している。安藤の祖父安藤氏は、神武天皇と争つた安日が「東国外浜」に追放され「醜蛮」⁽⁴²⁾となつたのであり、蝦夷の管領でありながら蝦夷に殺されたのである。

殺される立場にあつたということは、蝦夷でありながら蝦夷そのものの体質以外の何かの要素があつたということである。それは何か、というならば、鎌倉幕府という中央政権につらなる辺境政権の変化という体質であろうか。

Bの北条氏代官が次に問題になろう。

まず、関東御免津軽船について手がかりをみてみよう。

嘉元四年（一三〇六）、越中国大袋庄東放生津の住人沙弥本阿代官則房の操る船が、鮭及び小袖以下の物資を積み、越前坪江庄佐幾良浦に停泊したところ、奈良大乘院領の三ヶ浦預所代の左衛門次郎専念以下同所の刀禰、付近の刀禰らや、三国湊の住人たちが「漂倒船」と号して、大船一艘・鮭以下の荷物を押し取つたという事件があつた⁽⁴³⁾。

本阿と大乘院側のかけ合ひは六波羅探題を通じて約十年間訴訟を重ねたが、結局は返却を命じられたものの、実行したのか否かは史料上は不明である。

この大船は、沙弥本阿の重訴状によれば「関東御免津軽船」二十艘のうち随一であつた。豊田武博士は、この津軽船を安藤氏支配下の商船と

みた。安藤氏が十三湊を拠点に早くから海上交易にのり出しており、男鹿半島にも進出したことなど例証⁽⁴⁴⁾されており、安藤氏の活動の事実を明らかにしたのは豊田氏が最初であり、安藤氏研究の大きな刺激となった。ただあまり津軽船＝安藤氏船と解釈したところに訂正さるべき問題があった。

これに対し、佐々木慶市氏・高瀬重雄氏・阿部征寛氏らは安藤船であることを否定、「放生津の本阿が所有した船で、北は津軽から南は敦賀まで航行した船」⁽⁴⁷⁾・「日本海の各港津から津軽に往来する得宗領の廻船」⁽⁴⁸⁾とし、津軽は船の行先を示すものでなく、まして安東氏の船ではなく、船の所属する湊名を示すものである、とする。

いわゆる「津軽船事件」⁽⁴⁹⁾に関する史料解釈の問題はこれで解釈したかのように見える。

史料の解釈は以上のようにであるが、「津軽船」そのものの名称の意味については、諸氏の説明は充分ではない。

積荷は鮭・小袖以下の物資という。鮭は北海道又は津軽でとれた北海道産、小袖すなわち麻布の衣類は越中産といわれる。⁽⁵⁰⁾要するに北海道の物資を中心に交易するもので、その交易物資と津軽が直結するイメージがあり、越中や能登・若狭等は、その回航ルートであったといえよう。

関東御免とは、幕府から関料免除の特権を得ていた船、という解釈は妥当である。伊豆走場山灯油料船五十艘⁽⁵¹⁾というのと同じである。又、若狭小浜には「十三丸」⁽⁵²⁾という名をもつ船があったこと、関東御免の特権を旗印とした例⁽⁵³⁾があったこと等活動の裏付けとなる紹介がなされている。

『三国町史』は、「北条氏の直臣安東氏管理の十三湊の船」と断言し

ているが、船名は石井謙治氏の説明では、関係する社寺名や積荷・地名又は所属の港・国名等にちなむということであるから、⁽⁵⁴⁾『三国町史』の説はそれなりの理由はある。

関料免除・津料免除等の特権は、同時に航行権の安全保証も伴うものでなければならぬ。免除の特権とは、特権が勝手に独り歩きできるわけではなく、特権保証者の権威の裏づけがなければならぬ。

前記多烏浦の旗印には北条氏の紋章が染められている。執権の威力の下に航行や津泊・関の特権が保証されているわけである。

津軽船が安藤氏とかかわるとするならば、安藤氏のこれら海上権の権威はどの程度と見なければならぬのが問題となろう。

しかし、津軽船事件の当事者は、直接幕府や六波羅探題に訴えているのである。この問題の最高管轄機関は幕府にあって、安藤氏の存在はうかんでこない。

津軽大船一艘は「漂倒船」として積荷共大乗院領の三国湊の住人らに押領されたことにも注目しておく必要がある。

鎌倉時代成立と見られる「廻船式目」に

「寄船流船者、在所之神社仏寺可^レ為^ニ修理^一事、若其船於^レ有^ニ乗者^一者、船主可^レ為^ニ進退^一事」

とある。式目成立はもつと時代が下るといふ説もあるが、水軍豪族として有名な九州の宗像氏の宗像神社にも次のような史料がある。

「当神の寄船御寄進のこと。海辺東は芦屋津に限り、西は新宮湊にも及ぶなり。

財物・空船皆神物となること、御縁起に之れを書く、修造に加え

られて財主御誓願を扶くべしと云う⁽⁵⁵⁾」

このことは海事慣習として古くからあったものであろう。

海上交通の進展につれて海難のケースも増え、それだけに思わぬ余得もあつたとし、寄船流船と称して押収することもあつたであらう。

本事件の場合は、佐幾良浦停泊中の強奪である。なぜ発生したのか。

津軽船と称する位であるから、ひんばんに往来していたことは明らかであり、とするならば、過去にも同様の事件があつたと推測することもできる。しかし、訴訟の中から他のケースについての有無はうかがえないし、他の史料中にも管見のかぎり見られない。本事件は特殊なケースとみてよいであらう。

押領した側は三ヶ浦の刀禰⁽⁵⁶⁾らである。いわゆる浦刀禰らの沿岸や港湾利用に利益権管理権ももつ集団である。津軽船を何の理由もなく強奪すれば北条執権という公権力に触れる。そこで漂倒船として押領した。その実際の理由は浦刀禰らのもつ権利を無視して入港したことにあるのではないか。

海上交通が、それぞれの地域を含む海域の勢力と連絡交渉を保ち航行の安全をはかることで成り立っていることは常識である。

北条氏所領は全国的に拡大し、九州や瀬戸内海地方にまで及び、水陸交通の要地を押えてい⁽⁵⁷⁾つた。蒙古襲来をき⁽⁵⁸⁾っかけに海賊禁圧につ⁽⁵⁹⁾とめ水軍の掌握がは⁽⁵⁸⁾かられた。

そのような北条氏の制海権の裏打ちがあるからこそ関東御免の通行特権が生きていたのである。

津軽船の所有者は放生津に居を構えていた。越中の船主が津軽船を称

することの背景には、津軽地域を主取引先とする意味がこめられ、そのことは津軽地域の交易上の実力を持つ支配者の庇護なり提携が当然考えられよう。

現地権力者を安藤氏と考えることは容易であらう。そのように考えれば、津軽船は直接には船主との連携・管理の面から安藤氏勢力の大きな要素をなしていたものと考えられる。

安藤氏は津軽に於て独立的に海上権を握るほどの大きな存在であつたが、決して独立国ではない。

鎌倉中期には既に得宗体制の枠内にあつたことを確認しておかねばなるまい。

北条義時⁽⁵⁹⁾のとき、安藤堯季が外三郡の管領に任ぜられて、寛喜元年(一二二九)十三湊の十三藤原氏をほろぼしここに移つたと伝えられる。

外三郡のほかにも外ヶ浜を管轄し、内三郡の中でも、鼻和郡の網家島・尻引郷を領有、糠部郡では宇曾利・中浜御牧湊をもち、津軽西浜の地頭代職をもつていた。これらは安藤高季が建武二年(一三三五)十月、北畠頭家によつて認められたものだが、鎌倉時代からの領有とみられる。

豊田氏は、津軽はもとより糠部の宇曾利・田名部など下北半島にまで勢力を及ぼしていたことを示唆している⁽⁵⁹⁾。男鹿半島を含む秋田への安藤氏勢力の進出は、得宗被官あるいは得宗被官的幕府権威を利用していたことがうかがわれる。

嘉元四年の銘文のある梵鐘の「施錢檀那」の一人に「安倍季盛⁽⁶⁰⁾」が見え、寄進者である北条貞時(崇演)との被官関係をうかがわせること、時頼の愛人であつたという唐糸御前の伝説など得宗との関係をうかがわ

せる。⁽⁶¹⁾

津軽の交易の盛況は、十三湊を拠点に、軍事的には福島城を中核とする安藤氏の船団が活動したこと、『十三往来』、『十三湊新城記』に記すとおりであろう。⁽⁶²⁾ その舶載物は考古学上の研究からも実証され、又、十三湊の町の姿を証明されつつある。⁽⁶⁴⁾

津軽船を安藤船ではないと否定するあまり、北条氏との関係を過小評価し、安藤氏の力を過大評価する傾向に陥ることは慎まなければならぬ。東夷の固め、義時代官・蝦夷管領という安藤氏の立場を字義通り理解できるのである。

それゆえ、幕末、安藤又太郎季長が蝦夷管領の責任を問われ、正中二年（一三三五）北条氏によって罷免され、従兄弟の五郎三郎（季久＝宗季）にかえられた。⁽⁶⁵⁾ 宗季の讓状に「えそのさた」⁽⁶⁶⁾（蝦夷の沙汰）たる文言にも、管領権が示されている。

津軽大乱が中央政府でも深刻にとらえられ、大軍を派兵するも、結局収拾できず自滅の道をたどったことも詳述するまでもあるまい。

安藤氏のもつ海上権力は、北条執権体制にとっても大きな支えになったろうし、安藤氏も近年諸論稿に強調されるように、対外関係の視点でとらえられるように独自の能力（対外交渉権）をもっていた。その維持発展と安定のためには、得宗権力を有効に利用することも必要であった。

嫡庶相論を単なる相統争いでとらえず、もっと大きな経済的・政治的権力の争奪という面で考えてみなければなるまい。内管領長崎高資を軸に両者が相統を争ったのも、得宗権力がまだ利用価値があると考えていたゆえであったが、得宗権力に裁定能力なしと見きわめるや、季長と宗

季は鎌倉をひきあげ、津軽の勢力を二分し激しい争いを展開するのである。

結果的には季長は幕府派遣軍のため敗れ、子孫は秋田移住し上国秋田安東氏となり、宗季は安藤惣領として津軽の支配権を得た。そして下国安藤氏となる。

建武中興・南北朝時代を通じて、両者の抗争や、得宗方の曾我氏との合戦、南朝方の南部氏らとの抗争等を通じて、一族も分散するが、十五世紀前半、一時息を吹きかえす。しかし、これらの経緯については本稿の量を越えるので別の機会に譲る。

おわりに

本稿は水軍史の視点から論述することを意図した。いわゆる海の武士団の性格をとらえようとした。それゆえ表題の如くなったのであるが、最近の松田弘洲氏が『東日流外三郡誌の謎』⁽⁶⁷⁾で快刀乱麻のごとく言及しているように「安東水軍」の存在や活動ははっきりしない。

しかし、瀬戸内海の村上水軍や河野水軍、北九州の松浦水軍、紀伊の熊野水軍、あるいは鳥羽の九鬼水軍等々有名なこれら水軍とて、厳密に定義しようとするならば、その実態は容易につかめないのである。「水軍」としての個性が鮮明になってくるのは源平合戦は別としても、一般的には室町時代以降戦国時代においてである。

水軍という場合、海賊的行為を含めて、かれらが一つの権力体制又は反体制という形で、軍事組織を整えたとき、はじめて水軍となる。その

本質は、究極は軍事行動にある。

だが常に軍事編成で行動する常備艦隊（船団）ではあり得ない。平時においては、航行の安全を保証する代償としての水先案内・警固・生活圏の保証である漁業権の管理、海上輸送や通行料の徴収、場合によってはその能力を乞われての傭兵等の仕事に従事する。⁽⁶⁸⁾

時代によって水軍の性格が異なるから、安藤氏も何時の時代をもって水軍らしい特徴を備えていたかの吟味が必要であろう。

安藤氏の特徴の一つに十三福島城を軍事的拠点として三津七湊の一つと云われた十三湊の管理がある。「夷船京船」・「夷船唐船」の群集停泊するところであり、みずからも船舶を有して交易権を握ったのであれば、「安藤水軍」と称することに何のためらいがあろうか。

それゆえ、安藤氏の津軽における武士団としての活動の実態や、海運活動の具体的史料の蒐集による分析は一層充実させねばならない。

一行の叙述と云えども文章化されるまでには研究者の汗血の苦労があるものである。松田氏の先行研究者に対する揶揄的論評は非常に気になるところだが、その指摘は課題として謙虚に受け取めなければならない。

附記

安東水軍の具体的手がかりとして浪岡北畠氏を想定してみる
ことが可能である。このことについては拙稿「後醍醐天皇と水軍」（歴史研究 三二五号）を併読していただければ幸いです。

註

(1) 最近の啓蒙的な叙述としては、荒井清明氏の「津軽王国―日本海を制した水軍」（歴史読本、昭和六十二年六月号）がある。筆者も拙著『日本水軍史』（原書房、昭和六十年）で部分的に触れている。

(2) 東北大学文学部研究年報 七

(3) 「安東氏と北条氏」（弘前大学國史研究三十号、同氏著作集第八卷所収）

(4) 「東北地方における北条氏の所領」（東北大学日本文化研究所研究報告別巻 第七集）

(5) 昭和四十五年、山川出版社

(6) 昭和五十二年、津軽書房、同書第二章「中世史上の安東氏」

(7) 「安東氏を中心とした津軽中世史序説」（北奥古代文化 第五号）。

「津軽安藤氏の成立とその背景」（同上第十三号）・「津軽安東氏を追って」（東奥日報、昭和四十六年九月九日～十一日）

(8) 「蝦夷安東氏小論」（歴史評論 四三四号）・「中世国家の東夷成敗権について」（松前藩と松前 九）

(9) 「外ヶ浜・夷島考」（関見先生還暦記念『日本古代史研究』所収、昭和五十五年）

(10) 「擦文文化の文献史的解釈」（物質文化 三八号）・「夷千島王の対朝鮮交渉」（地方史研究 一八〇）・『中世の蝦夷地』（一九八七・吉川弘文館）

(11) 「中世蝦夷支配の変遷と津軽安藤氏の展開」（北奥古代文化 第

十三号)

- (12) 東北学院大学東北文化研究紀要 第十六号(昭和五十九年)
- (13) 同右
- (14) 『秋田県の歴史』(山川出版社・昭和四十四年)
- (15) 日本思想大系『寺社縁起』所載
- (16) 『岩手県中世文書』上巻
- (17) 『青森県の歴史』七七頁
- (18) 『統群書類従』第三輯下、神祇部
- (19) 同右、合戦部
- (20) 『群書類従』二十六、雑部
- (21) 文治五年八月十日条
- (22) 新渡戸文書(『岩手県中世文書』上巻)
- (23) 『吾妻鏡』、建保元年二月十六日・承久元年正月二十七日・同三年五月二十五日条
- (24) 秋田文書・湯沢安東文書・六郷畠山文書、遠藤巖氏「蝦夷安東氏小論」(歴史評論 四三四号)
- (25) 泉州久米田寺文書
- (26) 『群書類従』第二十六輯、雑部
- (27) 『群書類従』第二十輯上、合戦部
- (28) 註18
- (29) 『保暦間記』は、著者・成立年不明だが、保元の乱から暦応元年の後醍醐天皇の死までを公武の興亡を軸に仏教の因果思想によって述べたもので、南北朝時代の書とされたが、最近では近世初期

成立説が出ている。

『諏訪大明神絵詞』は本文に述べた通りで三書の中ではもつとも大乱時代に近い成立で、成立年代からみれば信が置ける。

- (30) 註12
- (31) 安藤系図
- (32) 嘉暦二年六月郎等季兼起謀叛、自鎌倉為討手、小田常陸介、同尾張守発向及合戦、於津軽季長并季兼以下悉被誅。
- (33) 註12
- (34) 註15
- (35) 『統群書類従』第二十五輯、武家部、佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』第二巻、室町幕府法、附録
- (36) 網野善彦氏「日本論の視座」(日本民俗文化大系1、風土と文化)
- (37) 高橋富雄氏「辺境」(教育社)
- (38) 遠藤巖氏註24論文
- (39) 藤原清衡願文(『奥州平泉文書』天治三年三月廿四日中尊寺供養願文冷泉中納言朝隆卿筆巻)
- (40) 『吾妻鏡』文治五年十月二十二日条
- (41) 海保嶺夫氏編『中世蝦夷史料』(三一書房)
- (42) 『大石寺本曾我物語』(註41)
- (43) 『平安遺文』二五七九八号、越中放生津住人則房申状(大乘院文書雑々引付) 同二五八六〇号、関東御教書案、同二五九三四号、六波羅御教書
- (44) 註3、豊田博士が例示したいつかを紹介すると、男鹿半島東南

にあたる馬場目の白山権現宮にある棟札に、建長年号で安倍太郎

吉定とあり（「享保郡邑記」『大日本地名辞書』）、男鹿半島総

鎮守赤神山日積寺縁起にも安倍氏関係の記事が見えるとのことで

あり、同縁起別伝にも安倍盛季・高季らの崇敬と保護が記されて

おり、海上交通の要地である男鹿半島の掌握に努力していたこと

は確かである、と指摘されている。

(45) 「放生津湊と三国湊の争論をめぐって」『日本海文化の形成』

(名著出版)

(46) 「関東御免津軽船事件と越中放生津」(不冷座創刊号)

(47) 註45

(48) 註12

(49) 註46。最新の津軽船の事件についての記事は、竹内理三博士の

「関東御免津軽船二十艘」(『鎌倉遺文』月報第三十三卷)三十

五卷)

(50) 『新湊市史』

(51) 伊豆山神社文書、治承六年正月日、源頼朝下文案(神奈川県史

資料編1)

(52) 大林太郎氏編『海人の伝説』(日本の古代8)

(53) 小浜市田島、秦金蔵氏所蔵文書、

相模守殿御領若狭国守護分

多烏浦船徳勝也

右国々津泊関々不可有其

煩之状、如件

文永九年二月 日

(佐々木慶市氏論文には写真を掲載)

(54) 高瀬重雄氏註45論文掲載

(55) 宗像神社文書

(56) 三カ浦は佐幾浦(崎)・加持浦(梶)・阿久多浦(安島)で福井

県三国町に属し、江戸時代には北前船の船主が多く輩出したとこ

ろという(『鎌倉遺文』月報35、竹内理三氏「越前坪江郷佐幾浦・

加持浦・阿久多宇浦について」)

(57) 豊田武・遠藤巖・入間田宣夫「東北地方における北条氏の所領」

(東北大学日本文化研究所研究報告別巻 第七集)

(58) 拙著『日本水軍史』第四章、「海賊禁圧と水軍」

(59) 註57

(60) 嘉元鐘は現在弘前長勝寺にあり、もと藤崎の平等教院(のち万蔵

寺)にあったと伝えられる。藤崎は得宗領である。藤崎系図では、

安倍氏の祖高星が藤崎にのがれ、以後藤崎は安倍安藤氏の本拠に

なったと記している。鐘の檀那として、安藤氏や曾我氏等津軽豪

族や御家人層が列記されていることは、得宗家の勢力の浸透をう

かがわせる証明となる。

(61) 宮崎道生氏『青森県の歴史』六一頁

(62) 古田良一氏「津軽十三湊の研究」(東北大学文学部研究年報7)

(63) 平山久夫氏註7論文

(64) 陸奥新報、昭和六十二年十二月三十一日、十三湊の大集落発掘の

記事

(65) 鎌倉年代記裏書(統史料大成 十八)、北条九代記 下

(66) 新渡戸文書、正中二年九月十一日安藤宗季讓状

(67) あすなる舎(青森市、昭和六十二年五月、文庫版)

(68) 拙著『日本水軍史』(はじめに―水軍史の意味)

(69) 『廻船式目』、古くは船法・船法度と呼ばれた。末尾に貞応二年北条義時の制定とあるが、室町後期瀬戸内海の海賊衆の間でつくられたものらしいと云われる。日本最古の海事情法規である。

(捜真女学校 教諭)

追記 本稿校正中、小口雅史氏より「津軽安藤氏の虚像と実像―安藤氏研究の現状と課題―」(「津軽十三湖の人文・自然科学的総合研究」弘前大学・昭和六十二年教育内特別経費報告書 昭和六十三年三月)なる最新の論文を頂戴した。

論旨においては拙論と併走した感じで、津軽安藤氏研究の到達した最高点を示している。研究史の整理、問題点の指摘、関係文献目録の紹介等、感服のほかない。

拙稿執筆前に公表されていたら、私は思いとどまったにちがいない。氏の公的立場と、私の私的立場とそれぞれ執筆の動機はことなるが、津軽からの本格的学術論文として発表されたことは慶賀の至りである。紹介かたがた謝意を表す。